

地球温暖化対策を推進するための条例の検討にあたっての主な論点

(その2)

論点4：市・事業者・市民の取り組み

I. 検討に際しての考え方

(1) それぞれの取り組み項目は、原則として各主体の努力義務としてはどうか。

※ただし、第1回検討部会での議論を踏まえ、(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラムの計画書及び報告書の提出については特定事業者(後述)の義務とする。
また、特定事業者以外の事業者については、計画書の任意提出ができるものとする。

(2) 一定の要件を満たす者に対し温室効果ガス排出抑制の観点から義務を課す制度について、法律や他条例で同趣旨の義務が課されている場合は、本条例には規定せず、当該法律および他条例に委ねることとしてはどうか。

- 一定規模以上の建築物の建築主に係る「建築物排出量削減計画書制度」「建築環境総合性能評価システムによる評価」「建築物環境配慮性能の表示」
⇒「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」(平成27年7月8日制定、平成28年4月1日施行〔内容により平成29年4月1日施行〕)により、一定規模以上の建築物に係る省エネ基準適合義務(2,000㎡以上)や届出義務(300㎡以上2,000㎡未満)、省エネに関する表示(任意)が定められている。
- 一定規模以上の敷地において建築物の新築・増築・改築等を行う者に係る「緑化計画書制度」
⇒本市では、「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年6月23日制定、同年10月1日施行)において、緑化計画書の提出義務等が定められている。

II. 各主体の取り組み

「I 検討に際しての考え方」に基づき、各主体の取り組みを以下のとおりとしてはどうか。

- 1 事業活動に係る地球温暖化対策
 - (1) 事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化
 - (2) 温室効果ガスの排出の量の少ない事業用設備の選択等
 - (3) 事業活動における環境物品等の優先的な選択
 - (4) (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム
 - (5) 中小規模事業者に対する支援
 - (6) エネルギー供給事業者の協力
- 2 日常生活に係る地球温暖化対策
 - (1) 日常生活におけるエネルギーの使用の合理化等
 - (2) 温室効果ガスの排出の量の少ない製品の選択等
 - (3) 日常生活における環境物品等の優先的な選択
- 3 自動車等に係る地球温暖化対策
 - (1) 公共交通機関等の利用の促進等
 - (2) エコドライブの推進
- 4 再生可能エネルギー等の利用促進
- 5 建築物に係るエネルギーの使用の合理化
- 6 廃棄物の発生の抑制等
- 7 森林の保全及び整備
- 8 緑の保全及び緑化の推進
- 9 環境教育及び環境学習等の推進
- 10 国際協力の推進

1 事業活動に係る地球温暖化対策

1- (1) 事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化

市域における温室効果ガス排出量のうち、事業活動に伴う温室効果ガスは大きな割合を占めており、事業活動においてエネルギーの使用の合理化を進めることは、温室効果ガスの排出抑制に資するのみならず、エネルギーコストの削減が図られ、持続可能な事業活動の観点からも重要である。

主体	取り組み内容
事業者	● 温室効果ガスの排出の抑制のため、事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化に努める

1- (2) 温室効果ガスの排出の量の少ない事業用設備の選択等

空調設備、冷凍機、照明設備、ボイラー設備といった事業用設備は、大量のエネルギーを消費することから、エネルギー消費効率が高く温室効果ガス排出抑制に資するものを選択することが重要である。

加えて、事業活動に支障のない範囲で設備の運用を見直し、省エネを図ることも重要である。

主体	取り組み内容
事業者	● 事業用設備について、温室効果ガスの排出の抑制に資するものを選択し、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努める

1- (3) 事業活動における環境物品等の優先的な選択

事業活動において物品の購入・借り受けや役務の提供を受ける際に、環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）を優先的に選択すること（グリーン購入）は、環境物品等の市場を拡大させ、物品等を供給する事業者に対し、より環境負荷の少ない物品等の開発を促す効果がある。

現在、「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」第5

条においてグリーン購入が事業者の責務として規定されているところであるが、市場への波及効果を踏まえると、本条例において改めてグリーン購入を事業者の取り組みとして規定することは、温室効果ガス排出抑制の観点から重要である。

主体	取り組み内容
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動において、物品の購入・借り受けまたは役務の提供を受ける場合には、環境物品等（※）を優先的に選択するよう努める

※（参考）国等による環境物品等の調達に関する法律（抜粋）

第二条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 一 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品
- 二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- 三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

第五条 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

1-（4）（仮称）温室効果ガス削減アクションプログラム

本市では、産業部門及び民生業務部門における温室効果ガス排出量が全体の約 50% を、また、運輸部門における温室効果ガス排出量のうち事業者から排出されるものが全体の約 10%（運輸部門における温室効果ガス排出量が全体の約 25% で、このうち貨物・バスの占める割合が約 4 割であることから推計）を占めており（平成 27 年度《2015 年度》）、本市の温室効果ガス排出抑制を効果的に進めていくためには、これら事業活

動に起因する温室効果ガス排出量の削減を図ることが必要である。

一方、事業者においては、自らエネルギー消費量を把握し、具体的な対策の実践を通してエネルギーコストの削減を図ることは重要な経営課題のひとつであるが、これは単に企業のコスト削減に留まらず、温室効果ガス排出量の削減を通じた地域貢献につながり、さらには企業の持続可能な発展や新たな成長をもたらす。

これらを踏まえ、「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム」を本条例において制度化することは、本市の地球温暖化対策を推進するうえで重要である。

主体	取り組み内容
特定事業者 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書を作成して市長へ提出する【義務】 ● 報告書を作成して市長へ提出する【義務】
特定事業者以外の事業者(中小規模事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書を作成して市長へ提出することが<u>できる</u> ● 計画書を提出した中小規模事業者は、報告書を作成して市長へ提出する
市	(計画書を提出した事業者に対する指導・助言、評価・表彰については、議題2で検討)

※「特定事業者」の範囲

- ①原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業所を設置し、又は管理している者(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づくエネルギー管理指定工場の規模要件に準じる)
 - ②温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度の排出の量が3,000トン以上の事業所を設置し、又は管理している者(「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス算定排出量の報告対象事業者の規模要件に準じる)
 - ③自動車の使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している車両の総数が、前年度の末日において〇〇台以上である自動車運送事業者(台数については議題2で検討)

1- (5) 中小規模事業者に対する支援

本市に所在する約 5 万の事業所のうち、エネルギーを一定量以上使用しているとして「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の指定を受けている工場等は 84 事業所あり（平成 27 年度《2015 年度》）、本市の事業所の大部分は、温室効果ガス排出量が比較的少ない事業者（上記 1- (4) の「中小規模事業者」）であると考えられる。

中小規模事業者から排出される温室効果ガスは、個々の事業所における排出量が比較的少ないとしても総体としてみれば相当の量になるため、市が中小規模事業者に対し、温室効果ガス排出量の削減に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行い、効果的なエネルギーコスト削減と温室効果ガス排出抑制につなげることが重要である。

主体	取り組み内容
市	● 中小規模事業者に対し、温室効果ガスの排出の量の削減に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行う

1- (6) エネルギー供給事業者の協力

本市では市域の温室効果ガス排出量の 9 割以上をエネルギー起源 CO₂ が占めており、本市の区域内におけるエネルギーの供給量等を把握することは、市域の温室効果ガス排出量を適正に算定し、それを踏まえた地球温暖化対策を推進していくうえで必要不可欠である。

このため、市が本市の区域内にエネルギーを供給している電気事業者（新電力を含む）及びガス事業者に対し、エネルギーの供給量等の情報提供を求めることができる根拠規定を本条例に設けることが重要である。

主体	取り組み内容
市	● 電気事業者・ガス事業者に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報の提供を求めることができる

2 日常生活に係る地球温暖化対策

2- (1) 日常生活におけるエネルギーの使用の合理化等

本市における民生家庭部門の温室効果ガス排出量は、全体の約 20% を占めており（平成 27 年度《2015 年度》）、市民一人ひとりの日常生活における省エネ行動の積み重ねは、温室効果ガス排出抑制を進めるうえで重要である。

加えて、冷暖房の設定温度調整や、緑のカーテンで直射日光を防ぐ、照明をこまめに消すといった、エネルギーの効率的な利用を実践する生活様式（ライフスタイル）への転換は、少しの工夫で無理なくエネルギー使用量を減らすことにつながるため、重要である。

主体	取り組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none">● 日常生活におけるエネルギーの使用の合理化に努める● エネルギーの効率的な利用を実践する生活様式への転換に努める

2- (2) 温室効果ガスの排出の量の少ない製品の選択等

平均的な日本の家庭での温室効果ガス排出量は、照明・家電製品（冷蔵庫やテレビなど）が最も多く、ついで自動車、給湯、暖房の順となっており（平成 28 年度《2016 年度》国立環境研究所調べ）、このような日常生活において使用する製品については、エネルギー消費効率が高く温室効果ガスの排出抑制に資するものを選択することが重要である。

これらの製品については、上記 2- (1) に挙げた「エネルギーの効率的な利用を実践する生活様式への転換」のとおり、温室効果ガス排出抑制に資する方法で使用し、さらなるエネルギー使用量削減につなげることが重要である。

主体	取り組み内容
市民	● 日常生活において使用する製品について、温室効果ガスの排出の抑制に資するものを選択し、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努める

2- (3) 日常生活における環境物品等の優先的な選択

日常生活における環境物品等の優先的な選択（グリーン購入）は、上記 1- (3) の事業活動におけるグリーン購入と同様に、環境物品等の市場を拡大させ、物品等を供給する事業者に対し、より環境負荷の少ない物品等の開発を促す効果がある。

現在、「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」第 5 条においてグリーン購入が国民の責務として規定されているところであるが、日常生活における物品等は多岐に渡り、消費者としての選択が多分野の製造事業者に影響を与えるため、本条例において改めてグリーン購入を市民の取り組みとして規定することは、温室効果ガス排出抑制の観点から重要である。

主体	取り組み内容
市民	● 日常生活において、物品の購入・借り受けまたは役務の提供を受ける場合には、環境物品等を優先的に選択するよう努める

3 自動車等に係る地球温暖化対策

3- (1) 公共交通機関等の利用の促進等

本市では、運輸部門における温室効果ガス排出量が全体の約 25%を占めており、うち約 90%が自動車によるものである（平成 27 年度《2015 年度》）。マイカーや営業車といった日常生活や事業活動で使用する自動車に代えて、可能な限り公共交通機関や自転車、または徒歩による移動に努めることは、温室効果ガスの排出抑制を図るうえで重要である。

また、近年、ハイブリッド自動車や電気自動車といった、燃料使用量の少ない（温室効果ガス排出量の少ない）次世代自動車の普及が進んでいる。新たに購入しようと

する自動車等について、より温室効果ガス排出量の少ない次世代自動車を選択することは、燃費を改善させ、温室効果ガスの排出抑制に資する効果が期待できることから重要である。

主体	取り組み内容
事業者、市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自動車等（自動車（※）及び原動機付き自転車）の使用に代えて、公共交通機関・自転車の利用または徒歩による移動に努める ● 自動車等を購入しようとするときは、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車を選択するよう努める
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関等の利用促進や、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車等の導入促進、その他の交通に係る温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずる

※（参考）道路交通法（抜粋）

第三条 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。

3- (2) エコドライブの推進

アイドリングストップや穏やかなアクセル操作といった「エコドライブ」には、自動車等の燃費を改善させ、温室効果ガスの排出抑制に資する効果が期待できることから重要である。

主体	取り組み内容
事業者、市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車等を運転するときは、温室効果ガスの排出の量が少ない運転の方法（エコドライブ）により運転するよう努める

4 再生可能エネルギー等の利用推進

温室効果ガスの排出抑制に向けては、省エネのほか、使用するエネルギーを温室効果ガスのより少ないものに代替していくことも必要である。太陽光、バイオマスといった再生可能エネルギーや、地中熱、下水熱等といった未利用エネルギーの活用は、化石燃料の使用量を減らし、温室効果ガスの排出抑制に資する効果があるため、事業者や市民がその優先的な利用に努めることが重要である。

また、エネルギーは事業活動や日常生活を支える重要なインフラであり、事業者や市民による再生可能エネルギー等の優先的な利用を進めていくためには、市がそれを促進するための措置を講ずることが必要不可欠である。

なお、東日本大震災におけるエネルギー途絶経験により、エネルギーを自ら、あるいは地域で生み出す「分散型エネルギー源」の重要性が改めて認識されたところである。再生可能エネルギー等は、平時における温室効果ガスの排出抑制策としてのみならず、災害時におけるエネルギー供給源としても有効であり、防災環境都市づくりを目指す本市として、再生可能エネルギー等を活用した分散型エネルギー源の導入を促進し、温室効果ガスの排出抑制と災害リスクへの対応力向上を目指すことが重要である。

主体	取り組み内容
事業者、市民	● 再生可能エネルギー等の優先的な利用に努める
市	● 再生可能エネルギー等の導入や優先的な利用を促進するための措置を講ずる

5 建築物に係るエネルギーの使用の合理化

建築物の新築・増築・改築の機会を捉えて、建築物の高断熱化や省エネ・高効率機器の導入、再生可能エネルギーの活用といったエネルギーの使用の合理化を図ることは、事業者の経済活動や市民の日常生活に省エネルギーの仕組みが組み込まれ、コスト削減による経済的な効果と温室効果ガスの排出抑制に資する効果がもたらされるため、重要である。

主体	取り組み内容
事業者、市民	● 建築物を新築、増築又は改築するときは、当該建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努める
市	● 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずる

6 廃棄物の発生の抑制等

廃棄物の処理により発生する温室効果ガスの排出を抑制するためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R（スリーアール）により資源の有効利用を進めることが重要である。

主体	取り組み内容
事業者、市民	● 温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用その他資源の有効利用に努める
市	● 廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用その他資源の有効利用を促進するために必要な措置を講ずる

7 森林の保全及び整備

植物は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を有機物として幹や枝などに蓄えて（固定して）成長することから、二酸化炭素吸収源として大きな役割を果たしている。森林は樹木が密生しており、まとまった二酸化炭素吸収源であることから、森林保護や、適切な管理による森林保全、植林による森林再生といった森林維持活動により、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図ることが重要である。

主体	取り組み内容
事業者、市民	● 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、森林の適切な保全及び整備に努める
市	● 森林の適切な保全及び整備を促進するために必要な措置を講ずる

8 緑の保全及び緑化の推進

「杜の都」と呼ばれる本市において、市街地のみどりは、都市イメージの向上に加えて市街地の熱環境改善作用もあり、例えば「緑のカーテン」や屋上緑化は、夏場の温度上昇抑制と省エネに資するとされている。本市においては、杜の都の環境をつくる条例に基づき緑化計画認定制度等により緑化を推進しているところであり、事業者や市民が所有・管理する土地や建築物における緑の保全や緑化推進は、温室効果ガスの排出抑制に資する方策として、また気候変動影響リスクを低減する適応策として取り組むことが重要である。

主体	取り組み内容
事業者、市民	● 温室効果ガスの排出の抑制を図るため、所有又は管理する土地及び建築物について、緑の保全及び緑化の推進に努める
市	● 土地及び建築物に係る緑の保全及び緑化の推進を促進するために必要な措置を講ずる

9 環境教育及び環境学習等の推進

本市の地球温暖化対策を推進するためには、市において地球温暖化対策に関する教育や学習を推進するとともに、啓発・広報活動を充実させることにより、事業者や市民が地球温暖化対策に係る理解を深め、上記1～8に掲げたような取り組みを主体的・積極的に実施できるような環境を整えることが重要である。

主体	取り組み内容
市	<ul style="list-style-type: none">● 地球温暖化対策に関する教育及び学習を推進する● 地球温暖化対策に係る理解を深めるための啓発及び広報活動を充実させる

10 国際協力の推進

地球温暖化は世界規模の課題であり、国際的な協力により各種の対策に取り組み、解決に向けてたゆまぬ努力を続ける必要がある。市、事業者、市民の地道な取り組みが世界規模の課題解決につながることを踏まえ、各主体が連携して地球温暖化対策に関する国際協力を推進していくことが重要である。

主体	取り組み内容
市、事業者、市民	<ul style="list-style-type: none">● 地球温暖化対策に関する国際協力の推進に努める